

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を 改正する規則

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年神奈川県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中「健康保険の被保険者証 個人番号カード」を「個人番号カード」に改め、同様式（裏）の備考3中「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。」を削る。

第12号様式（表）中「健康保険の被保険者証 個人番号カード」を「個人番号カード」に改め、同様式（裏）の備考3中「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。」を削る。

第18号様式（表）中「健康保険の被保険者証 個人番号カード」を「個人番号カード」に改め、同様式（裏）の備考3中「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。